平成２８年（フ）第１４３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19番79―408号
債務者　平川千賀子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４５号
千葉県柏市中央１丁目５番５―904号
債務者　中村　　裕
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６６号
千葉県松戸市小金原９丁目５番地の２　メゾンコグレ105号
債務者　櫻庭　綾香
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５５３号
神奈川県伊勢原市高森５丁目８番404号
債務者　井上　敦雄
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８４号
神奈川県足柄上郡中井町遠藤107番地８
債務者　吉川　英重
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６５号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―22―102、前住所神奈川県横浜市磯子区岡村３丁目24番８―904号
債務者　水野　眞一
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９３号
神奈川県中郡二宮町山西1568番地の１　サニーインプレス106
債務者　別所　晴美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０６号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目５番６号　ビアンカユマ302号
債務者　石井　利枝
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１号
岩手県釜石市野田町２丁目４番22―226号
債務者　横屋　圭一
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１０号
仙台市太白区砂押町３番10号　コーポタカハシＢ―103、従前の住所仙台市太白区鹿野１丁目３番28号　スライブＶ―102
債務者　吉田　賢司
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８５２号
宮城県亘理郡亘理町字上浜街道９番地１　町営住宅２―308、従前の住所宮城県亘理郡亘理町字悠里１番地39―１
債務者　渡邉　敏志（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
宮城県名取市増田３丁目１番11―501号、従前の住所宮城県名取市美田園８丁目５番地の４　メゾン・アプリ101号
債務者　小川　房恵
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
宮城県黒川郡大郷町粕川字北小屋65番地の１、従前の住所茨城県坂東市大口2844番地　ダイワコーポⅠ　109号
債務者　石森　浩昭
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
仙台市太白区長町７丁目17番21号
債務者　濱名ゆき子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
仙台市青葉区愛子東５丁目６番17号　ＰＲＯＳＰＥＲ愛子東105、従前の住所福島県喜多方市字押切１丁目46番地　プラシードⅡ101号室
債務者　若狭　敬祐
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
仙台市若林区上飯田３丁目27番54号
債務者　工藤　美紀
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係